報道関係者 各位

令和7年11月27日(木) 【照会先】

青森労働局雇用環境・均等室室 長居石 淳子室長補佐(担当)八木澤 朋宏(直通電話)017-734-4211

株式会社 fulfillをくるみん認定(1回目)しました! 一平川市の企業で初の認定!―

青森労働局(局長 角井 伸一)は、次世代育成支援対策推進法に基づき、株式会社 f u l f i l l (平川市)を、令和7年9月25日付けで「くるみん」認定(1回目)しました。

認定企業では、育児休業や年次有給休暇等を取得しやすい職場環境整備を行動計画の目標に掲げ、当該目標を達成しました。

なお、青森県内のくるみん認定企業は45社(うち4社はプラチナくるみん認定企業)となりました。

1 認定企業

企業名:株式会社 fulfill

(かぶしきがいしゃ ふるふぃる)

所在地:平川市

業 種:医療、福祉(老人福祉・介護事業)

- 2 主な取組内容
 - ① 育児休業等を取得しやすい職場環境を整備し、 取得率の向上を図った。
 - ② 全社員の年次有給休暇の取得日数目標を、1人平均年間6日以上とし、取得促進を図った。
 - ※ 詳しい内容は、別添1をご覧ください。
 - ※ 認定企業への取材を希望する場合、上記照会先 へご連絡ください。



<認定マーク>

(注)「くるみん」右側の☆印は、認 定回数を表しています。

※「くるみん認定」とは、労働者の仕事と子育てに関する行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成するなど一定の認定基準を満たした場合に認定。認定を受けた企業は、くるみん認定マークを名刺や求人広告などに付して「子育てサポート企業」であることを PR することができ、人材の確保や定着が期待できます。 さらに、公共調達の加点評価を受けることができます。

<添付資料>

- 別添1 認定企業の概要・主な取組内容
- 別添2 青森県内のくるみん認定及びプラチナくるみん認定企業一覧
- 別添3 くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、プラス認定制度の概要・認定基準

株式会社fulfill(フルフィル)

代表者職氏名:代表取締役 笹森 葵

業種:介護事業(老人福祉・介護事業)

所在地 : 平川市

常用労働者数:24名(男性7名、女性17名)

1 企業概要

当社は住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を運営しています。

笑顔こぼれる福祉サービスで豊かなシニアライフをサポートし、介護度が上がっても自分らしい暮らしができるよう、志あるメンバーと共に、入所者様に安心と楽しさを提供する施設づくりを心がけております。

2 子育て支援に力を入れたきっかけと効果

創業者自身が子育てと仕事の両立に苦労した経験から、同じ悩みを抱える社員を支えたいと考え、子育てと仕事の両立を 支援しようと考えました。その結果、離職率が減少し、安心して働ける職場環境が整いつつあります。

3 計画に掲げた目標

(計画期間 令和3年12月1日~令和5年11月30日)

(1)計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員…①、②のいずれかを満たすこと

①育児休業取得率を15%以上にすること ②子の看護のための休暇取得率を30%以上にすること

女性社員…取得率を80%以上にすること

(2)全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

4 主な取組内容・取組効果

主な取組内容

①目標(1)について

- ・社内で産休・育休制度についての研修を行った
- ・育児休業や子の看護のための休暇について、必要に応じ男性社員にも個別に説明した

②目標(2)について

- ・会社全体で有給休暇の取得を促し、まずは上司 が率先して休暇を取得した
- 休暇取得に備えて常に一定数以上の人員確保に 努めていた

取組における工夫点

①目標(1)について

- ・社内で産休・育休制度についての理解が深まり、妊娠・出産をしたからといって退職しなければいけない訳ではないことが周知され、職場復帰をしやすい環境づくりに繋がった
- 男性社員も子育てのために休暇を取得できることを周知し、 パパ育休の取得にもつながった。

②目標(2)について

- ・まず上司が率先して取得したことで部下も有給休暇を取得し やすい環境になった
- 人数に余裕をもって人員配置をしていたため、一日に複数 人の有給休暇の取得希望があっても対応できた

育児休業等の取得状況(計画期間内)

- · 育児休業を取得した男性労働者:取得率100%(配偶者が出産した男性社員1名のうち1名取得)
- ・育児休業を取得した女性労働者:取得率100%(出産者した女性社員1名のうち1名取得)

【育児休業を取得した男性社員の声】

会社の理解とサポートのおかげで安心して育休を取得できました。子どもの成長を間近で感じられ、家族 との絆が深まりました。復職後も周囲の協力で仕事と家庭を両立でき、働きやすさを実感しています。

5 企業代表 からの メッセージ 当社では、社員一人ひとりが安心して仕事と子育てを両立できる職場づくりを推進しています。育児休業や子の看護休暇、有給休暇等の取得促進に加え、上司や同僚が支え合う風土の醸成にも力を入れています。家庭の事情に合わせた柔軟な働き方を尊重し、誰もがキャリアを継続できる環境を整えることで、社員の笑顔と活力が企業の成長につながると考えています。



青森県内のくるみん・プラチナくるみん認定企業一覧

(令和7年9月25日時点)

1 (福) 福祉の里		では、「カ和 / 年 9 月 2 り 日 時 点 が また 対 動者数 で カンド					
1 (福) 福祉の里	No.	企業名	所在地			(認定申請時)	
2回目 平成20年 32 1回目 平成20年 2.11 2回目 平成26年 2.42 2回目 平成26年 2.42 4回目 令和3年 2.14 5回目 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 1回目 平成21年 1.73 2回目 平成27年 1.82 7ラチナ 令和元年 1.92 7ラテナ 令和元年 1.92 7ラテナ 令和元年 1.92 7ラテナ 1.93 7ラテナ 1.93 7ラテナ 1.94 7ラテナ 1.95 7 (株) 高砂 1.95 7 (株) カラシ・クリエイト 1.95 7 (株) カラシ・クリエイト 1.95 7 (株) カラシ・クリエイト 1.95 7 (株) カラら 青森市 1.95 7 (株) カラら 1.95 7 (株) カライズ 1.95 7 (オース・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	1	(福)福祉の里	十和田市	1 🗆 🗏	平成20年	282	
2 日本ヤノンブレシション (株) 3 品前市 3 回目 平成29年 2.31				20目	平成23年	321	
3回目 平成29年 2.51 4回目 令和3年 2.14 5回目 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 7ラチナ 令和5年 1.85 1回目 平成21年 1.73 2回目 平成25年 1.87 3回目 平成27年 1.88 4回目 令和元年 1.92 7ラチナ 令和元年 1.92 7ラチナ 令和元年 1.92 7 (福) 古戸福祉会 上北部七戸町 1回目 平成21年 7 7 (福) 青栄会 八戸市 1回目 平成21年 7 7 (福) 寿栄会 八戸市 1回目 平成22年 1.66 7 (福) 寿栄会 八戸市 1回目 平成22年 1.66 8 (医) 美容会 青森市 1回目 平成24年 15 3回目 平成24年 15 3回目 平成24年 15 3回目 平成24年 15 3回目 平成24年 16 3回目 平成24年 17 4回目 令和2年 18 6和4年 87 9 (福) 編和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森みちのく銀行 青森市 1回目 平成25年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 2.91 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成26年 2.91 13 (医) 議員会 八戸市 1回目 平成27年 12 14 (株) ムシコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 12 15 寺下連輔倉庫 (株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 11 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成27年 11 19 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成27年 11 10 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成27年 11 10 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成27年 11	2	キヤノンプレシジョン(株)	弘前市	1 🗆 🗎	平成20年	2,116	
2 キヤノンブレシション (株)				20目	平成26年	2,422	
4回目 令和3年 2.14 5回目 令和5年 1.86 ブラチナ 令和5年 1.86 ブラチナ 令和5年 1.86 ブラチナ 令和5年 1.87 2回目 甲成21年 1.73 2回目 甲成27年 1.88 4回目 令和元年 1.92 4回目 令和元年 1.92 7 (福) 信誉会 1回日 甲成21年 1.60 1回日 甲成22年 1.60 1回日 甲成27年 1.80 1回日 甲成24年 1.50 3回日 甲成27年 1.80 4回日 令和2年 1.50 3回日 甲成24年 1.50 3回日 甲成24年 1.50 4回日 令和2年 1.50 7 (報) 温和会 青森市 1.0日 甲成24年 4.50 1回日 甲成24年 4.50 1回日 甲成24年 4.50 1回日 甲成24年 4.50 1回日 甲成26年 2.50 1回日 甲成26年 2.50 1回日 甲成26年 2.50 1回日 甲成27年 1.50 1回日 甲成27日 1.50 1回日				30目	平成29年	2,319	
1.88				40目	令和3年	2,140	
1回目 平成21年 1.73 2回目 平成25年 1.87 2回目 平成27年 1.88 4回目 令和元年 1.92 7ラチナ 令和元年 1.92 7ラチナ 令和元年 7.92 6 (株) サンデー 1.0目 平成21年 1.66 7 (福) 事業会 1月市 1.0目 平成22年 1.66 8 (医) 芙蓉会 7月市 1.0目 平成24年 1.53 9 (福) 湿和会 73 9 (福) 湿和会 74 10 10 10 10 10 10 10 10				50目	令和5年	1,850	
日本ホワイトファーム (株) 上北部横浜町 2回目				プラチナ	令和5年	1,850	
日本ホワイトファーム (株) 上北部横浜町 3回目 平成27年 1.88 4回目 令和元年 1.92 7ラチナ 令和元年 7 7 7 7 7 7 7 7 7		日本ホワイトファーム(株)	上北郡横浜町	1 🗆 🗎	平成21年	1,737	
4 回目 令和元年 1.92				20目	平成25年	1,878	
4 (福) 七戸福祉会 上北部七戸町 1回目 平成21年 7 5 (一社) 信愛会 [旧: (福) 信愛会] 八戸市 1回目 平成21年 11 6 (株) サンデー 八戸市 1回目 平成22年 1.60 7 (福) 寿栄会 八戸市 1回目 平成22年 14 2回目 平成24年 15 3回目 平成27年 18 4回目 令和2年 19 4回目 令和2年 19 4回目 令和2年 19 2回目 令和4年 87 2回目 令和4年 87 2回目 令和4年 87 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森か5のく銀行 [旧: (株) 青森が行] 青森市 1回目 平成25年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成27年 12 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 24 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成29年 9 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	3			30目	平成27年	1,881	
4 (福) 七戸福祉会 上北郡七戸町 1回目 平成21年 7 5 (日: (福) 信愛会] 八戸市 1回目 平成22年 160 6 (株) サンデー 八戸市 1回目 平成22年 1,60 7 (福) 寿栄会 八戸市 1回目 平成22年 14 2回目 平成24年 15 3回目 平成27年 18 4回目 令和2年 19 4回目 令和2年 19 4回目 令和2年 19 2回目 令和4年 87 9 (福) 温和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森かちのく銀行 [旧: (株) 青森かちのく銀行 [旧: (株) 青森寺(行)] 青森市 1回目 平成25年 2,22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 24 15 寺下連輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成29年 9				40目	令和元年	1,929	
5 (一社)信要会 [旧:(福)信要会] 八戸市 1回目 平成21年 11 6 (株) サンデー 八戸市 1回目 平成22年 1.60 7 (福) 寿栄会 八戸市 1回目 平成22年 14 2回目 平成24年 15 3回目 平成27年 18 4回目 令和2年 19 4回目 令和2年 19 4回目 令和2年 19 2回目 令和4年 87 2回目 令和4年 87 10 (株) 青森かちのく銀行 [旧:(株) 青森砂ちのく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 青森砂石のく銀行 [旧:(株) 東成25年 22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 鎌島会 八戸市 1回目 平成27年 24 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9				プラチナ	令和元年	1,929	
1 日日	4	(福)七戸福祉会	上北郡七戸町	1 🗆 🗏	平成21年	74	
1回目 平成22年 14 2回目 平成24年 15 3回目 平成27年 18 4回目 令和2年 19 4回目 令和4年 73 2回目 令和4年 87 2回目 令和4年 87 2回目 令和4年 87 2回目 令和4年 87 40 6和 6和 6和 6和 6和 6和 6和 6	5	(一社)信愛会 【旧:(福)信愛会】	八戸市	10目	平成21年	113	
7 (福) 寿栄会 八戸市 2回目 平成24年 15 8 (医) 芙蓉会 青森市 1回目 平成24年 73 9 (福) 温和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森み5のく銀行 [旧: (株) 青森銀行] 青森市 1回目 平成25年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下連輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リプライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	6	(株)サンデー	八戸市	1 🗆 🗏	平成22年	1,605	
7 (福) 寿栄会 八戸市 3回目 平成27年 18 4回目 令和2年 19 8 (医) 芙蓉会 青森市 1回目 平成24年 73 9 (福) 温和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森みちのく銀行 [旧: (株) 青森銀行] 青森市 1回目 平成25年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下連輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リプライズ 八戸市 1回目 平成29年 9				1 🗆 🗏	平成22年	143	
3回目 平成27年 18 4回目	_			20目	平成24年	158	
8 (医) 芙蓉会 青森市 1回目 平成24年 73 9 (福) 温和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森みちのく銀行 [旧: (株) 青森銀行] 青森市 1回目 平成25年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リプライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	((福)寿栄会	八尸巾	30目	平成27年	184	
8 (医) 芙蓉会 青森市 2回目 令和4年 87 9 (福) 温和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森みちのく銀行 [旧: (株) 青森銀行] 青森市 1回目 平成25年 222 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9				40目	令和2年	194	
2回目 令和4年 87 9 (福) 温和会 青森市 1回目 平成24年 4 10 (株) 青森みちのく銀行 [旧: (株) 青森銀行] 青森市 1回目 平成25年 2.22 11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下連輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9		(E) +++ A	青森市	1 🗆 🗏	平成24年	730	
10 (株) 青森みちのく銀行 [旧: (株) 青森銀行] 青森市 1回目 平成25年 2.22 [11 (福) 藤聖母園 青森市 1回目 平成26年 29 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市	8	(医)芙蓉会 		20目	令和4年	873	
10	9	(福)温和会	青森市	1 🗆 🗎	平成24年	40	
11 (福) 藤聖母園 青森市 2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リプライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	10	(株) 青森みちのく銀行 【旧: (株) 青森銀行】	青森市	1 🗆 🖯	平成25年	2,223	
2回目 令和3年 40 12 (医) クロース・トゥ・ユー 弘前市 1回目 平成27年 12 13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9		(福)藤聖母園	青森市	1 🗆 🗎	平成26年	299	
13 (医) 謙昌会 八戸市 1回目 平成27年 32 14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	11			20目	令和3年	409	
14 (株) ムジコ・クリエイト 弘前市 1回目 平成27年 24 15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リプライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	12	(医) クロース・トゥ・ユー	弘前市	1 🗆 🗎	平成27年	129	
15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	13	(医) 謙昌会	八戸市	1 🗆 🗎	平成27年	322	
15 寺下運輸倉庫(株) 三沢市 1回目 平成27年 11 16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9			弘前市		平成27年	245	
16 (株) あうら 青森市 1回目 平成27年 39 17 (株) リブライズ 八戸市 1回目 平成29年 9	15		三沢市			113	
17 (株) リブライズ	16	(株)あうら	青森市	1 🗆 🗎	平成27年	399	
17 (株) リブライズ	17	(株)リブライズ	八戸市	1 🗆 🗎	平成29年	90	
2回目				20目	令和3年	90	
18 (福) 同伸会 八戸市 1 回目 平成30年 27	18	(福)同伸会	八戸市	1 🗆 🗎	平成30年	273	

	(株)青森ダイハツモータース	青森市	1 🗆 🗎	平成30年	289
19			20目	令和3年	281
			プラチナ	令和3年	281
20	日本フードパッカー(株)	上北郡おいらせ町	1 🗆 🗏	平成30年	1,118
21	日本クリーンファーム(株) 【旧:インターファーム(株)】	上北郡おいらせ町	1 🗆 🖹	平成31年	674
22	(福)平舘福祉会	東津軽郡外ヶ浜町	1 🗆 🗎	平成31年	112
23	(福)スプリング	八戸市	1 🗆 🗎	平成31年	180
24	(株)東京堂	むつ市	1 🗆 🗏	令和元年	47
25	(有)ツルヤ	青森市	10目	令和2年	58
26	(株)佐々木建設工業	青森市	1 🗆 🗏	令和2年	49
27	(特非)障害者地域生活支援センターぴあ	三沢市	1 🗆 🗏	令和2年	42
28	(学) 聖公会栄光学園	青森市	1 🗆 🗏	令和2年	57
29	(福)つくし会	西津軽郡鰺ヶ沢町	1 🗆 🗏	令和2年	124
30	(福)長老会	三戸郡南部町	1 🗆 🗏	令和2年	120
31	(福)水鏡会	三戸郡南部町	1 🗆 🗏	令和2年	132
20	六ヶ所エンジニアリング(株)	上北郡六ヶ所村	1 🗆 🗏	令和3年	191
32			20目	令和6年	213
33	(福)浪岡あすなろ会	青森市	1 🗆 🗏	令和3年	116
34	穂積建設工業(株)	八戸市	1 🗆 🗏	令和4年	64
	(株)ジェイテック	上北郡六ヶ所村	1 🗆 🗏	令和4年	611
35			20目	令和7年	654
			プラチナ	令和7年	654
36	(福)若竹会	三沢市	1 🗆 🗏	令和5年	103
30			20目	令和7年	108
37	(株)ハヤシ	弘前市	1 🗆 🗏	令和5年	17
38	(株)みどり	十和田市	1 🗆 🗏	令和5年	42
39	(福)友の会	八戸市	1 🗆 🗏	令和6年	118
40	(株)高橋製作所	八戸市	1 🗆 🗏	令和6年	81
41	青森オリンパス(株)	黒石市	1 🗆 🗏	令和6年	893
42	むつ小川原原燃興産株式会社	上北郡六ヶ所村	108	令和了年	207
43	社会福祉法人千年会	弘前市	1 🗆 🗏	令和7年	50
44	齋勝建設株式会社	五所川原市	10目	令和7年	190
45	株式会社 fulfill	平川市	1 🗆 🗏	令和7年	24

くくるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定とは>

「くるみん認定」、「トライくるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定・届出を行った企業のうち、その計画に定めた目標を達成するなど一定の認定基準を満たした企業について、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定する制度です(認定の権限は都道府県労働局長に委任されています)。当該認定により、「くるみんマーク」、「トライくるみんマーク」を名刺・求人広告等に付けることができ、企業の PR や人材の確保・定着を期待できます。

「プラチナくるみん認定」とは、くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として認定とする制度です。当該認定により、「くるみん認定」、「トライくるみん認定」と同様に名刺・求人広告等に付けることができ、PR効果がさらに高まります。さらに、公共調達の加点評価を受けることができます。

<プラス認定とは>

「プラス認定」とは、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの認定基準に加えて、不妊治療と仕事との両立に関する「プラス認定基準」を満たした企業について、認定する制度です。認定を受けると、くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定に「プラスマーク」を追加して、商品、広告、求人広告などに付けることができ、「子育てサポート企業」であることにプラスして、「不妊治療と仕事との両立をサポートする企業」であることも PR できます。

くくるみん認定基準>

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
 - (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上(旧基準:10%以上)であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上(旧基準:20%以上)であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- ○労働者数300人以下の場合、計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①~ ④のいずれかに該当すれば基準を満たします。
- ①計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、該当する男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- ②計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、該当する男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上(旧基準:10%以上)であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。

- ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- 6 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ 75%以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上)であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ○労働者数 300 人以下の場合、計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長 3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が 75% 以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上)であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たします。
- (旧基準7廃止:3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。)
- 7 (旧基準8) 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。(旧基準:計画期間の終了日の属する事業年度において(1)の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)
 - (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満(旧基準:45時間未満)であること。
 - (2) フルタイムの労働者のうち、25~39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設)
 - (3) 月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいないこと。
- 8 (旧基準9) 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ①男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準10) 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

<プラチナくるみん認定基準>

- $1 \sim 4$ くるみん認定基準 $1 \sim 4$ と同じです。
- 5 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
 - (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
 - (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて70%以上(旧基準:50%以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
 - ○労働者数300人以下の場合、計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たします。
 - ①計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 - ②計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 - ③計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が50%以上(旧基準: 30%以上)であること。

- ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ 75%以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上)であること。
 - ○労働者数300人以下の場合、計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が75%以上)であれば基準を満たします。

(旧基準7廃止:くるみん認定旧基準7と同じです。)

- 7 (旧基準8) くるみん認定基準7と同じです。
- 8 (旧基準9) 次の①~③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標(※)を定めて実施し、その目標を達成したこと。
 - ①男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 - (※) 定量的な目標とは、成果にかかる数値目標をいいます。
- 9 (旧基準10) 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
 - (1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。
 - (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳 誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が 70%以上であること。
 - ○労働者数 300 人以下の場合、計画期間内に(1)が 90%未満かつ(2)が 70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が 90%以上または(2)が 70%以上であれば、基準を満たします。
- 10 (旧基準11) 育児休業等をし、または育児を行う男女労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで(旧基準:女性労働者が就業を継続し、)活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- 11 (旧基準 12) くるみん認定基準 9 と同じです。

<トライくるみん認定基準>

- $1 \sim 4$ くるみん認定基準 $1 \sim 4$ と同じです。
- 5 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
 - (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上(旧基準:7%以上)であること。
 - (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上(旧基準:15%以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
 - ○労働者数300人以下の場合、計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たします。
 - ①計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 - ②計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措

置を利用した男性労働者がいること。

- ③計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上(旧基準:7%以上)であること。
- ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ 75%以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が75%以上)であること。
- ○労働者数300人以下の場合、計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上(旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が75%以上)であれば基準を満たす。

(旧基準7廃止:くるみん認定旧基準7と同じです。)

- 7 (旧基準8) 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
 - (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 8、9 (旧基準9、10) くるみん認定基準8、9と同じです。

<プラス認定基準>

- 1 次の(1) および(2) の制度を設けていること。
 - (1) 不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。)
 - (2) 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出 勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務等のうちいずれかの制度
- 2 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- 3 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための 取組を実施していること。
- 4 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者(両立支援担当者)を選任し、社内に周知していること。

<プラチナくるみんプラス認定基準>

- $1 \sim 4$ くるみん認定の認定基準 $1 \sim 4$ と同じです。
- 5~10 特例認定基準5~10と同じです。
- 11~14 プラス認定基準1~4と同じです。